

議案第三九號

職員の特殊勤務手當に関する條例を次のように定める

昭和二十八年十二月二十八日提出

三朝町長 坂出雅

昭和二十八年十二月二十八日議決

三朝町議會議長 天野廉

昭和二十八年條例第 號

職員の特殊勤務手當に関する條例



(この條例の目的及び効力)

第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四條第六項の規定に基き、職員の特殊勤務手當に関する事項を定めることを目的とする。

2、この條例は第二條に規定する特殊勤務手當が職員の給与に関する條例(昭和 年 條例第 号)第三條に規定する給料表の給料に組み入れられず又は同條例第七條の規定により給料の調整が行われるまでの間、効力を有するものとする。

(特殊勤務手當の区分)

第二條 特殊勤務手當は、左の通りとする。

- 一、 徴税事務従事職員の特特殊勤務手當
 - 二、 傳染病防疫作業従事職員の特特殊勤務手當
- (徴税事務従事職員の特特殊勤務手當)

第三 条 徴稅事務從事職員の特殊勤務手当は、直接稅務を担当する職員で、賦稅の賦課及び徵收に關する事務に従事したものに對して支給する。

第四 条 前條の手当の額は、勤務一月につき當該職員の給料月額額の百分の二十に相當する金額の範圍内で、公平委員會が定める。

(傳染病防疫作業從事職員の特殊勤務手当)

第五 条 傳染病防疫作業從事職員の特殊勤務手当は、傳染病防疫に従事する職員が傳染病が發生し、又は發生する虞れがある場合において、傳染病患者若しくは傳染病の疑のある患者の救護若しくは傳染病菌の附着し、若しくは附着の危険がある物件の處理作業に従事したとき又は、傳染病菌を有する家畜若しくは傳染病菌を有する疑のある家畜に對する防疫作業に従事したときに支給する。

第六 条 前條に規定する手当の額は作業一日につき四十円をこえて支給してはならない。

(特殊勤務手当の支給)

第七 条 この條例に定めるものの外、特殊勤務手当の支給に關し必要なる事項は、公平委員會が定める。

附 則

1. この條例は公布の日から施行する。

2. この條例中(公平委員會)とあるのは、公平委員會が設置されるまでの間は、町長と読み替えるものとする。

3. 附條例の適用に關する條例(昭和二十八年三朝町條例第五号)中、職員の特種勤務手当に關する條例は廢止する。